

消費者基本計画工程表の改定について (ポイント)

平成29年10月
消費者庁

I. 消費者基本計画工程表(改定)のポイント

| | 項目【主な担当省庁】 | |
|-------------------|--|-----|
| A. 最近のトピックへの対応 | A-1. 持続可能な開発目標(SDGs)の推進 【消費、農水、文科、経産、環境】 | P3 |
| | A-2. 電力・ガス小売全面自由化への対応 【経産、消費】 | P4 |
| | A-3. 美容医療に関する消費者問題への対応 【厚労、消費】 | P5 |
| B. 食品関係の取組 | B-1. 食品の安全・安心の確保 【消費、食安委、厚労、農水、環境】 | P6 |
| | B-2. 食品ロス削減の推進 【消費、文科、農水、環境、経産】 | P7 |
| | B-3. 食品表示の充実による多様な選択機会の確保 【消費、厚労、農水】 | P8 |
| C. 消費者の年齢層に着目した取組 | C-1. 子供の事故防止 【消費、内府、文科、厚労】 | P9 |
| | C-2. 成年年齢引下げに対する対応 【消費、文科、法務、金融】 | P10 |
| | C-3. 高齢者の消費者被害の防止策の強化【消費、厚労、国交】 | P11 |
| D. 横断的な枠組み等の取組 | D-1. 消費者と事業者の連携・協働 【消費】 | P12 |
| | D-2. 消費者の被害救済・利益保護の枠組み等の強化 【消費】 | P13 |

消費者基本計画について

消費者基本計画は、消費者基本法第9条の規定に基づき、政府の長期的に講ずべき消費者政策の大綱等を定めるもの。
(閣議決定)

※現行の第3期消費者基本計画は、平成27年3月24日に閣議決定(平成27年度から31年度までの5か年計画)。

消費者基本計画工程表について

消費者基本計画に基づき関係省庁等が講ずべき具体的施策の取組予定等について、工程表を作成。1年に1回、工程表を改定することとしている。

※工程表は消費者政策会議(会長は内閣総理大臣、全府省庁の大臣と公正取引委員会委員長で構成)で決定。

A-1. 持続可能な開発目標(SDGs)の推進

【背景・現状】

1. 持続可能な開発目標(SDGs)の達成により、「誰一人取り残されない」社会を実現するため、途上国のみならず、先進国でも実施に取り組むものとして、平成27年9月に国連で採択(2030年までの国際開発目標)。
2. 安倍総理大臣が国連SDGsサミットに出席し、「採択を歓迎し、実施に最大限努力する」旨演説(平成27年9月)。
3. 内外の取組を省庁横断的に総括し、優先課題を特定した上で、「SDGs実施指針」を策定するとともに、内閣総理大臣を本部長とする推進本部を設置(平成28年5月)。

【工程表(主な記載事項)】

1. 持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため、倫理的消費等に関する調査研究及び普及啓発を実施。【消費】
2. 倫理的消費の普及のためのイベント「エシカル・ラボ」は、地方でも開催することとし、開催に当たり、関係省庁との連携を図る。【消費、農水、環境等】
3. 食品ロスを削減するため、関係省庁の連携による取組を推進。【消費、文科、農水、経産、環境等】
4. 子供の事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、地域、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開する。【消費、経産等】
5. 子供の事故の動向分析及び消費者意識の実態調査を実施。その結果を踏まえて、「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」(9府省庁が参加)において、子供の事故防止策を検討・推進。【消費、関係府省庁】
6. 既存の見守り体制に関連する関係府省庁等とも連携し、消費者安全確保地域協議会の設立支援等により、地域の見守りネットワークの構築を推進。【消費】
7. 消費者志向経営の広範な普及を図るために、社会的気運を高めるための全国的な推進活動を展開する。【消費、経産】



【工程表(主なスケジュール)】

| 項目 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------------------|---|------|---|------|------|
| 持続可能な開発目標(SDGs)の推進 | 倫理的消費等に関する調査研究を実施【消費者庁】 | | | | |
| | | | 倫理的消費の普及の推進(若年層に取り入れやすい文化・雰囲気醸成、メディアや広報の活用、消費者が必要とする情報が適切に提供される環境作りの検討、多様な主体による推進活動(ムーブメント作り)等)【消費者庁】 | | |
| | 食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」の展開【消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、関係省庁】 | | | | |
| | 「子どもを事故から守る！プロジェクト」の展開、子供の不慮の事故を防止するための普及活動の推進等【消費者庁、経済産業省、関係府省庁等】 | | | | |
| | | | 子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議の開催【消費者庁、関係府省庁】 | | |
| | | | 地域の見守りネットワークの構築の推進【消費者庁】 | | |
| | | | 消費者志向経営を促進する施策の実施【消費者庁、経済産業省】 | | |

A-2. 電力・ガス小売全面自由化への対応

【背景・現状】

1. 平成29年4月から、ガス小売全面自由化が開始。
2. ガス小売全面自由化の実施に当たっての周知・広報を実施。
3. 電力・ガス取引監視等委員会と国民生活センターがガス小売全面自由化の実施に伴う消費者トラブル防止施策強化のための連携協定締結(平成28年12月)。
4. 平成29年通常国会における総理施政方針演説において、「本年4月からガスの小売を完全に自由化します。今年の電力自由化と併せ、多様なサービスのダイナミックな展開と、エネルギーコストの低廉化を実現します。」とされている。

【工程表(主な記載事項)】

1. 電力小売全面自由化についての周知・広報を行うとともに、電力・ガス取引監視等委員会と国民生活センターで連携して消費者から寄せられたトラブル事例を公表するなど、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を行う。【経産、消費】
2. 都市ガス小売全面自由化についての周知・広報を行うとともに、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を行う。【経産、消費】
3. 料金適正化の観点から、電力会社ごとに、値上げされた電気料金のフォローアップを計画的に行う。【消費、消費委、経産】
4. 電力託送料金について、一般送配電事業者の収支状況(託送収支)や効率化の取組状況について、電力・ガス取引監視等委員会において定期的に事後評価を行う。【消費、経産】

【工程表(主なスケジュール)】

| 項目 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|------------------|---|--|--|---------------------|------|
| 電力・ガス小売全面自由化への対応 | | | | | |
| | | | 電力小売全面自由化についての周知・広報、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を実施【経産省、消費者庁】 | | |
| | | | 都市ガス小売全面自由化についての周知・広報、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を実施【経産省、消費者庁】 | | |
| | 電気料金値上げ後のフォローアップ(東京電力)【消費者庁、消費者委員会、経産省】 | 電気料金値上げ後のフォローアップ(関西・九州・東北・四国・北海道電力)【消費者庁、消費者委員会、経産省】 | 電気料金値上げ後のフォローアップ(中部電力)【消費者庁、消費者委員会、経産省】 | | |
| | | | | 託送収支の事後評価【消費者庁、経産省】 | |

A-3. 美容医療に関する消費者問題への対応

【背景・現状】

1. 美容医療に関する消費生活相談は、平成28年度は2,049件。
2. 「医療情報の提供内容等のあるり方に関する検討会」において、報告書を取りまとめ(平成28年9月)。報告書を踏まえ、医療法の改正法案を平成29年通常国会に提出。
3. 消費者庁と厚生労働省とで連携し、美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等についてチラシを作成し、公表(平成28年9月)。

【工程表(主な記載事項)】

1. 地方公共団体及び医療安全支援センターにおける相談(消費生活相談を含む。)及び指導の件数、内容等を把握し、ガイドライン等の効果の検証を実施。また、美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等について周知。【厚労、消費】
2. 医療機関に関する広告規制等の在り方について、改めて検討し、平成28年に取りまとめ、検討結果(※1)を踏まえ、平成29年通常国会で医療法の改正法案が成立。また、ネットパトロール事業による監視体制の強化等、必要な対策を実施。【厚労】
3. 美容医療に関する消費者トラブルの防止を図るため、美容医療契約を特定継続的役務提供(※2)に位置付けるべく、特定商取引法施行令の改正に向けた検討を行う。【消費】

(※1)虚偽又は誇大等の不適切な内容を禁止

(※2)書面交付の義務付けや誇大広告の禁止等の行為規制や違反した場合の指示、業務停止命令等の行政処分の対象となる



【工程表(主なスケジュール)】

(政府広報ウェブサイトより)

| 項目 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--|--|------|------|------|------|
| 美容医療に関する消費者問題への対応 | 地方公共団体に対するガイドライン等の継続的な周知、指導事例等の情報共有【厚生労働省】 | | | | |
| | 地方公共団体における医療広告及び医療機関ホームページに関する相談・指導件数等を把握し、ガイドライン策定等の取組の効果を検証【厚生労働省】 | | | | |
| | 地方公共団体及び医療安全支援センターにおける医療広告及び医療機関ホームページに関する相談(消費生活相談を含む。)及び指導の件数、内容等を把握し、ガイドライン等の取組の効果を検証【厚生労働省、消費者庁】 | | | | |
| | 美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等についての周知【厚生労働省、消費者庁】 | | | | |
| 医療機関に関する広告規制等の在り方について検討【厚生労働省】 | | | | | |
| 第193回国会に医療法等の一部を改正する法律案が成立。ネットパトロール事業による監視体制の強化等、必要な対策を実施【厚生労働省】 | | | | | |
| 特定商取引法施行令の改正に向けた検討【消費者庁】 | | | | | |

B-1. 食品の安全・安心の確保

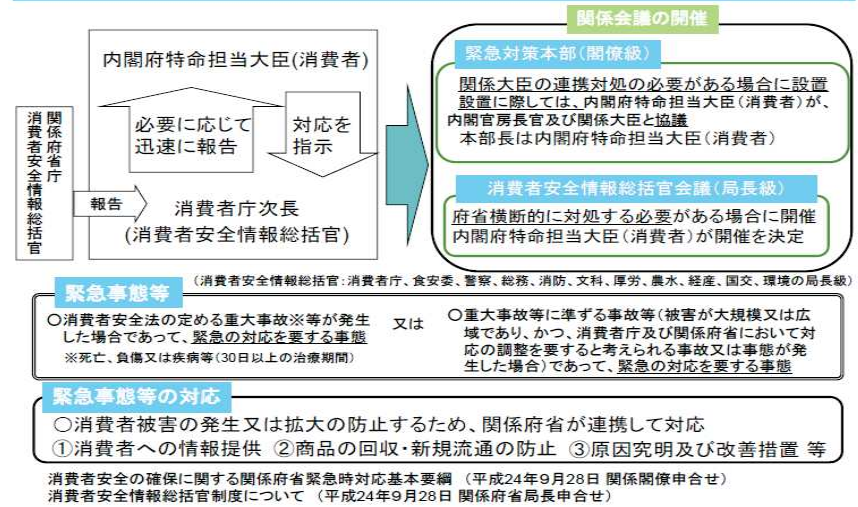
【背景・現状】

- 平成28年1月に発覚した廃棄食品の不正流通事案を受け、「食品安全行政関係府省連絡会議」において、「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」(平成28年2月)を取りまとめ。対応状況についてフォローアップ継続中。
- 「総合的なTPP関連政策大綱」(平成27年11月、TPP総合対策本部決定)において、「食の安全・安心」に関する施策として、食品安全に関するリスクコミュニケーションの推進等が盛り込まれたところ。
- 消費者への食の安全に関する情報発信については、国会審議の場において総理からも、より分かりやすい情報発信に努める旨答弁。
- 「食品に関するリスクコミュニケーション研究会」を開催し、消費者庁の今後のリスクコミュニケーションの取組方向について報告書を取りまとめ。

【工程表(主な記載事項)】

- 緊急事態等の対応については、関係府省が連携し、日頃から適切な訓練を実施するとともに、事態発生時には、関係府省が相互に十分な連絡及び連携を図り、政府一体となって迅速かつ適切に対応し、被害の発生・拡大の防止に努める。【消費、食安委、厚労、農水、環境】
- 「総合的なTPP関連政策大綱(平成27年11月、TPP総合対策本部決定)」も踏まえ、食品の安全性全般に関するリスクコミュニケーションに取り組む。【消費、内閣、食安委、厚労、農水、環境】
- 関係府省の協力を得ながら、食の安全に関する情報を整理し、ウェブサイト等を通じて広く提供するなど、消費者への分かりやすい情報発信を行う。【消費、関係府省】
- 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションについては、「食品に関するリスクコミュニケーション研究会報告書」を踏まえ、福島県等の被災地から消費地に重心を移して実施。【消費、復興、食安委、厚労、農水、環境】
- 「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPの普及と国際的な取引にも通用するGAPの認証取得を促進。【農水】
- 平成28年3月から、「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」を開催し、食品衛生法等におけるHACCP(※)による衛生管理の制度化に向けた検討を行い、同年12月に最終取りまとめを公表。
- 今後、これを踏まえ、食品衛生法の改正等を検討。【厚労】

消費者安全に関する緊急事態等の対応について



【工程表(主なスケジュール)】

| 施策名 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-------------|---|------|------|------|------|
| 食品の安全・安心の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全の関係府省連絡会議を始めとする各種連絡会議等の定期的な開催、緊急事態等の日頃からの適切な訓練及び事態発生時における迅速かつ適切な対応【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省】 | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 「総合的なTPP関連政策大綱」、「食品に関するリスクコミュニケーション研究会報告書」等も踏まえ、食品の安全性全般に関するリスクコミュニケーションを推進【消費者庁、復興庁、内閣官房、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省】 | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 食の安全に関する情報を整理し、ウェブサイト等を通じて広く提供するなど、消費者への分かりやすい情報発信の取組【消費者庁、関係府省】 | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 指導体制の強化等を通じた、国際水準GAPの取組及び認証取得の拡大促進【農林水産省】 | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・HACCP支援法に基づく、HACCP導入や高度化基盤整備に関する長期低利融資の支援 ・高度化基盤整備の普及・定着のための研修、HACCP導入のための現場責任者・指導者養成のための研修、消費者のHACCPへの理解促進の取組等の支援【厚生労働省、農林水産省】 | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> HACCPによる衛生管理の制度化の検討【厚生労働省】 | | | | |

(※)危害要因をあらかじめ分析してリストアップし、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録するシステム。

B-2. 食品ロス削減の推進

【背景・現状】

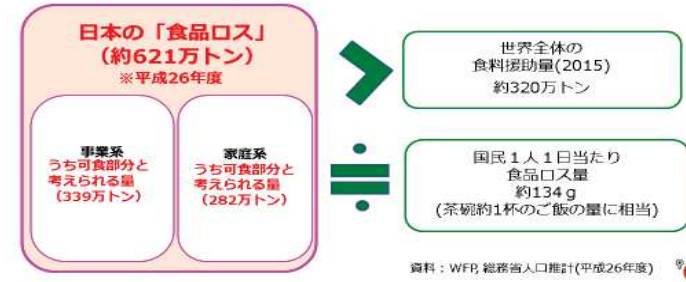
- 我が国の食品ロスは、年間621万トン発生。
※事業系(339万トン)と家庭系(282万トン)がほぼ同量発生。
- 関係省庁(5府省庁)等連絡会議で、各々の取組等について情報交換。
- 平成28年5月、公明党食品ロス削減推進PTが総理宛てに提言。

【工程表(主な記載事項)】

- 食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」を展開する。また、ロゴマーク「ろすのん」を周知する。【消費、文科、農水、経産、環境、関係省庁】
- 食品ロス発生量の推計を継続的に実施する(年一回程度)。【農水、環境】また、食品ロスの内容、発生要因等を分析する。【農水、環境、消費】
- 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査する(毎年度)。【消費】
- 平成27年度に作成した食品ロス削減による環境負荷低減効果の計算ツールを食品ロス削減国民運動において活用する。【消費、環境】
- 食品関連事業者による食品ロス削減のための商慣習見直し等の促進に向けた取組を推進するとともに、事業者の取組に係る情報提供を行い消費者の理解を促進する。【農水、経産、消費】
- 飲食店等における食べ切れる分量のメニューの充実などの好事例の展開、持ち帰りについて安全に食べるための注意事項の周知を行う。【農水、消費、関係省庁】
- 賞味期限内にもかかわらず、様々な理由により販売が困難となった加工食品などの寄付を受けて福祉施設等に無償で提供する取組(フードバンク活動)に対して必要な支援を行うとともに、フードバンク活動に対する消費者の理解を促進する。また、地方公共団体等の災害備蓄食料の更新に当たり、フードバンクへの提供を行うなど、有効活用を図る。【農水、消費、関係省庁】
- 学校給食に関する取組など、地方公共団体の優良事例等を全国へ情報提供を行う。【環境】
- 学校における取組の全国への情報提供を行う。【文科】
- 食品ロス削減のために家庭で取り組める内容について、地方公共団体等とも連携して、消費者に対する普及啓発を推進する。【消費、関係省庁】
- 消費者行政新未来創造オフィスにおけるモデル事業を実施する。【消費】

●日本の食品ロスの大きさ

- 日本の食品ロス(年間約621万トン)は、世界全体の食料援助量の約2倍。
- 国民1人1日当たり食品ロス量は、おおよそ茶碗1杯分のご飯の量に相当。



【工程表(主なスケジュール)】

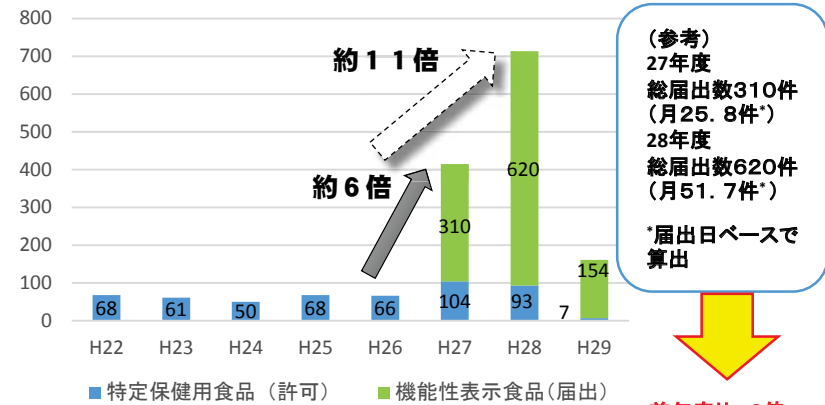
| 項目 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|------------------------------------|---|------|------|------|------|
| 食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」の展開 ロゴマーク「ろすのん」の周知【消費者庁、文科科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、関係省庁】 | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 食品ロス発生量推計の継続的実施(年一回程度)【農林水産省、環境省】 食品ロスの内容・発生要因等の分析【農林水産省、環境省、消費者庁】 | | | | |
| | 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合の調査(毎年度)【消費者庁】 | | | | |
| | 食品ロス削減による環境負荷低減効果の算定【環境省】 | | | | |
| | 食品ロス削減のための商慣習見直し等の促進に向けた取組の推進及び事業者の取組に対する消費者理解の促進【農林水産省、経済産業省、消費者庁】 | | | | |
| | 食べきれぬ分量のメニューの充実や持ち帰りについて安全に食べるための注意事項の周知【農林水産省、消費者庁、関係省庁】 | | | | |
| | 賞味期限内にもかかわらず、様々な理由により販売が困難となった加工食品などを有効活用する活動(フードバンク活動)への支援及び活動に対する消費者の理解促進【農林水産省、消費者庁、関係省庁】 | | | | |
| | 学校給食に関する取組など、自治体の優良事例等の全国への情報提供(情報提供事項等については随時見直しを行う)【環境省】 | | | | |
| | 学校における取組の全国への情報提供【文科科学省】 | | | | |
| | 消費者が食品ロス削減のために家庭で取り組める内容の普及啓発(発生要因の分析等を踏まえ、内容や媒体を随時見直し)【消費者庁、関係省庁】 | | | | |
| 消費者行政新未来創造オフィスにおけるモデル事業の実施【消費者庁】 | | | | | |

B-3. 食品表示の充実による多様な選択機会の確保

【背景・現状】

1. 平成27年4月、食品表示法が施行。また、食品の機能性を表示することができる新たな「機能性表示食品制度」を同法の下に創設。
2. インターネット販売等における食品表示、加工食品の原料原産地表示、機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等の残された検討課題については、検討会を開催し、報告書を公表。
3. 特定保健用食品については、平成28年4月に消費者委員会から発出された建議を受けて対応。また、昨年の特定保健用食品の許可取消しを受けた再発防止策の一環として、新たな知見を入手した場合には消費者庁に報告すべき義務を内閣府令において明確化（平成29年3月）。
4. 上記建議を受けて、食品の機能性等を表示する制度（健康食品を含む食品全般）に関する監視の強化、健康食品に関する留意事項の周知徹底を実施。

機能性の表示が可能になった食品数の推移



※各年度において許可及び公表された延べ件数であり、失効及び撤回された品目も含む。

【工程表(主なスケジュール)】

【工程表(主な記載事項)】

1. 平成27年度から施行した食品表示法に基づく新たな食品表示制度について、消費者、事業者等に対し普及啓発を行い、理解促進を図る。また、食品表示法附則第19条の規定に基づき、施行3年後に施行状況を勘案し、必要に応じて制度の見直しを検討。【消費】
2. インターネット販売等における食品表示については、公表された報告書を事業者にも周知し、消費者への普及啓発に努めている。【消費】
3. 加工食品の原料原産地表示については、公表された報告書を踏まえた食品表示基準の一部改正案を消費者委員会に諮問しており、改正に向けた作業を行う。【消費】
4. 食品添加物表示については、現状を把握した上で、必要な検討を行う。【消費】
5. 遺伝子組換え表示の在り方については、平成29年4月から検討会を開催。【消費】
6. 機能性表示食品制度を始めとする食品の機能性等を表示する制度を適切に運用する。また、機能性表示食品制度については、公表された報告書を踏まえ、制度への反映等を行う。【消費】
7. 特定保健用食品については、買上調査の実施や製品に係る公開情報の充実など運用の見直しに向けて取り組む。【消費】

| 施策名 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------------------------------------|--|------|------|------|------|
| 新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等 | 新たな食品表示制度に関する消費者、事業者等への普及啓発【消費者庁】 | | | | |
| | 実態を踏まえた個別課題の検討【消費者庁】 | | | | |
| | インターネット販売等における食品表示の検討【消費者庁】 | | | | |
| | 加工食品の原料原産地表示の検討【消費者庁】 | | | | |
| | 遺伝子組換え表示の検討【消費者庁】 | | | | |
| 健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化 | 機能性表示食品制度を始めとする食品の機能性等を表示する制度の適切な運用、消費者、事業者等に対する制度に関する普及啓発【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】 | | | | |
| | 新たに施行される機能性表示食品制度の残された検討課題について検討【消費者庁】 | | | | |
| | 食品表示法附則第19条の規定に基づく見直し検討【消費者庁】 | | | | |
| | 食品添加物表示の検討【消費者庁】 | | | | |
| | 食品の機能性等を表示する制度（健康食品を含む食品全般）に関する監視の強化、健康食品に関する留意事項の周知徹底【消費者庁】 | | | | |

C-1. 子供の事故防止

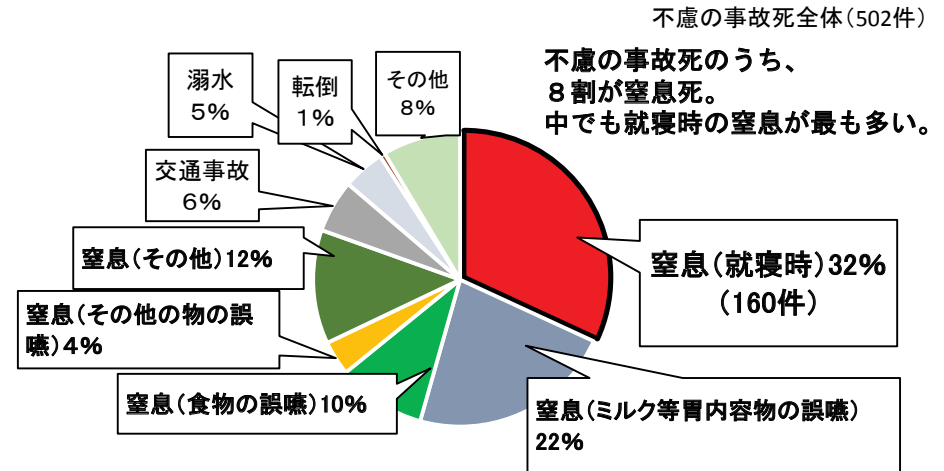
【背景・現状】

1. 年間約200人の子供(4歳児以下)が、食品や製品による窒息、交通事故、溺水等の不慮の事故により死亡
2. 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会の最終取りまとめを行い、最終報告書を作成、公表。
3. 平成28年4月からは「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」を設置し、検討を開始した。
4. 平成28年6月に「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」(9府省庁が参加)を設置。消費者庁において、厚生労働省の人口動態調査票を分析し、0歳児の就寝時の窒息事故に関する注意喚起を実施(平成28年10月)。

【工程表(主な記載事項)】

1. 教育・保育施設等における事故の発生及び再発の防止に向け、国の設置する有識者会議において、地方自治体による死亡事例等の重大事故に関する検証報告等を踏まえ、事故の再発防止策について検討。【内府、文科、厚労】
2. 子供の事故の動向分析及び消費者意識の実態調査を実施するとともに、その結果を踏まえて、「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」(9府省庁が参加)において、子供の事故防止策を検討・推進。【消費、関係府省庁】

0歳児の不慮の事故死の原因



※1. 地震などの自然災害を原因とするものを除く。

厚生労働省「人口動態調査」調査票情報(平成22年から平成26年までの5年間分)

【工程表(主なスケジュール)】

| 施策名 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|---------|------|---|------|------|------|
| 子供の事故防止 | | 教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議の設置と事故の再発防止策に関する検討、地方自治体による重大事故の検証【内閣府、文部科学省、厚生労働省】 | | | |
| | | 子供の事故の動向の分析及び子供の事故に関する消費者意識調査の実施【消費者庁】 | | | |
| | | 子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議の開催【消費者庁、関係府省庁】 | | | |

C-2. 成年年齢引下げに対する対応

【背景・現状】

1. 平成27年6月に成立した公職選挙法改正法附則において、民法の成年年齢の引下げの検討を行うこととされた。
2. 成年年齢の引下げに向けた動きがある中で、新たに成年となる者の消費者被害の防止策や救済策について検討する必要。
3. 消費者委員会の下に設置された「成年年齢引下げ対応検討ワーキンググループ」において、報告書を取りまとめ(平成29年1月)。

【工程表(主な記載事項)】

1. 高校生向け教材を作成し、計画的に配布するとともに効果的な活用に努める。さらに、小・中学校における消費者教育充実のための教材の検討・作成、児童養護施設等での消費者教育支援プログラムについて検討。
2. 鳴門教育大学への専門家派遣の実施【消費】
3. 大学学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センターや日本学生支援機構での研修の機会の活用を推進。【消費、文科】
4. 小中学校学習指導要領を平成28年度に改訂、高等学校学習指導要領を平成29年度中に改訂予定(小学校は平成32年度、中学校は平成33年度から全面实施、高等学校は平成34年度入学生から年次進行で実施する予定。)。【文科】
5. 広報活動や法教育に関する支援活動・助言等を行い、法教育の意義についての理解を広める。【法務】

【工程表(主な記載事項)】

6. 消費者契約法の見直し(※成年年齢引下げに対応するために検討すべき内容も含まれる)については、内閣府消費者委員会の審議に対して、適切に協力を行うなど、引き続き、分析・検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
【消費、法務】
7. 環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の教育との連携強化のため、関係省庁連絡会議等を開催する。
【消費、関係省庁】

【工程表(主なスケジュール)】

| 施策名 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|------------------|------|--|---|------|---------------------------------|
| 民法の成年年齢引下げに対する対応 | | <p>成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への消費者教育を強化 【消費者庁、文部科学省】</p> | | | |
| | | <p>高等学校における消費者教育の充実のため、高校生向け教材を作成</p> | <p>・作成した教材の計画的な配布 ・効果的に活用(アクティブ・ラーニングの視点からの手法等も検討)</p> | | |
| | | <p>消費者教育推進に向けた人材開発のため、鳴門教育大学への専門家派遣【消費者庁】</p> | <p>小・中学校における消費者教育の充実のため、教材の検討・作成</p> | | <p>児童養護施設等での消費者教育支援プログラムの検討</p> |
| | | | <p>大学学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センターや日本学生支援機構での研修の機会の活用を推進する。【消費者庁、文部科学省】</p> | | |
| | | | <p><消費者契約法の見直し> 消費者委員会の審議に対し、適切に協力するなど、引き続き、分析・検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【消費者庁、法務省】</p> | | |
| | | <p><特定商取引法> 悪質性や緊急性の高いと思われる案件の調査の実施、調査結果に基づく厳正な法執行【消費者庁、経済産業省】</p> | | | |

C-3. 高齢者の消費者被害の防止策の強化

【背景・現状】

＜身元保証等高齢者サポート事業＞

1. 高齢化の進行や独居高齢者の増加に伴い、1人暮らしの高齢者等を対象として、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスを提供する新しい業務形態が生まれているが、指導監督機関が不明確、利用者からの相談情報も把握されていないなどの課題。
2. 消費者委員会が平成29年1月に「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」を发出。

＜高齢者向け住まい＞

- ・ 高齢者が安心して入居し生活できるようにするため、有料老人ホームの前払い金の保全措置の徹底や入居希望者への情報提供の充実が必要。

【工程表(主な記載事項)】

＜身元保証等高齢者サポート事業(※)＞

1. 身元保証等高齢者サポート事業について関係省庁と連携し実態把握を行い、その結果を踏まえ、必要な措置を検討・実施。【消費、厚労】
2. その上で、身元保証人等のない場合の適切な取扱いについて、病院・福祉施設等や都道府県等に周知。【厚労】

＜高齢者向け住まい＞

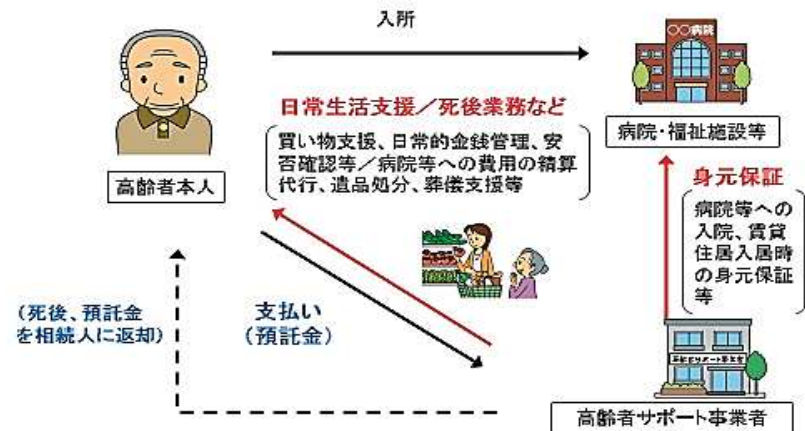
- ・ 前払金の保全措置を徹底するよう指導を強化するとともに、廃業等の実態把握と廃業時等の入居者の居住の保護を図るための運用を徹底する。さらに、入居希望者への情報提供の充実を図る。【厚労、国交】
- ・ ※有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）を盛り込んだ法案が平成29年通常国会で成立。

＜地域の見守りネットワークの構築の推進＞

- ・ 平成28年4月1日の改正消費者安全法の施行を踏まえて、既存の見守り体制に関連する関係府省庁等とも連携し、消費者安全確保地域協議会の設立支援及び消費生活協力員・消費生活協力団体の活用支援により、地域の見守りネットワークの構築を推進。【消費】

(※)一人暮らしの高齢者等を対象とした、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスを提供する事業形態

＜身元保証等高齢者サポート事業のイメージ＞



【工程表(主なスケジュール)】

| 施策名 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|---|------|--|--|-------------------------------------|---|
| 身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての対応 | | | 身元保証等高齢者サポート事業の実態把握及び必要な措置の検討【消費者庁、厚生労働省、関係省庁等】 | 必要な措置の実施【消費者庁、厚生労働省、関係省庁等】 | 消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるための情報提供【消費者庁、厚生労働省、国土交通省】 |
| 高齢者向け住まいにおける消費者保護 | | 老人福祉法に基づく「届出」を促進するための都道府県等の取組を推進し、規制を的確に運用する【厚生労働省】 | 前払金の在り方について、平成26年度までの実態把握等を踏まえて検討【厚生労働省】 | 前払金に関する所要の対応を実施するため、法案が国会で成立【厚生労働省】 | |
| 地域の見守りネットワークの構築(消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体の活用支援) | | 前払金の保全措置の徹底、廃業等の実態把握と入居者保護の運用の徹底、入居希望者への情報提供の充実【厚生労働省、国土交通省】 | | | |
| | | 地方公共団体、関係機関への制度の周知【消費者庁、関係省庁等】 | ＜改正消費者安全法の円滑な施行＞ ・ 消費者安全確保地域協議会の設立支援（先進事例の収集・共有等） ・ 消費生活協力員・消費生活協力団体の活用支援（先進事例の収集・共有等）【消費者庁、関係省庁等】 | | |

D-1. 消費者と事業者の連携・協働

【背景・現状】

1. 「倫理的消費調査研究会中間取りまとめ」(平成28年6月)を公表、「倫理的消費調査研究会最終取りまとめ」を公表(平成29年4月)。
2. 「消費者志向経営の取組促進に関する検討会」を開催し、消費者志向経営の意義、推進方策について議論し、取りまとめ。平成28年10月には、消費者志向経営推進に向けたキックオフシンポジウムを開催。消費者志向経営推進組織(プラットフォーム)を設けるとともに、推進活動の一つである「消費者志向自主宣言・プラットフォーム活動」を開始。

【工程表(主な記載事項)】

<倫理的消費の推進>

1. 倫理的消費調査研究会の「取りまとめ」を踏まえた推進方針を検討。検討に当たり関係省庁と連携。【消費、文科、農水、環境】
2. 消費者・事業者・行政による推進組織(プラットフォーム)の構築等を検討し、学校において利用できる教材の提供や教員向け研修の機会の提供、商品・サービスへの反映や事業者間の連携等事業者への働き掛け、認証ラベルの情報提供等も検討。【消費】

<消費者志向経営の促進>

1. 消費者志向経営推進組織(プラットフォーム)を設け、消費者志向経営の広範な普及に向けた活動を展開する。平成29年度の重点課題は、「消費者志向自主宣言及びフォローアップ活動の促進」とする。【消費】
2. 「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」への参加の呼び掛けを行う。また、平成30年度以降に優良事例の表彰を実施する。【消費】
3. 経営者層向けに各種のセミナー等を開催し、消費者志向経営の一層の普及を図る。【消費】
4. 事業者の管理職・担当者の資質向上に向けた研修等を開催する。【消費、経産】



※消費者志向経営推進組織メンバーによる記念写真

【工程表(主なスケジュール)】

| 施策名 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|------------------------|------|--|------|------|------|
| 倫理的消費の普及啓発 | | 倫理的消費の普及の推進(若年層に取り入れやすい文化・雰囲気醸成、メディアや広報の活用、消費者が必要とする情報が適切に提供される環境作りの検討、多様な主体による推進活動(ムーブメント作り等)【消費者庁】 | | | |
| | | 消費者、事業者、行政による推進組織(プラットフォーム)の構築を検討 | | | |
| | | ・学校において利用できる教材の提供や教員向けの研修の機会の提供、事業者への働き掛け(商品・サービスへの反映や事業者間の連携)、認証ラベルの情報提供等【消費者庁】 | | | |
| 消費者志向経営の推進に向けた方策の検討・実施 | | 消費者志向経営を促進する方策の検討【消費者庁、経済産業省】 | | | |
| | | 消費者志向経営を推進する施策の実施【消費者庁、経済産業省】 | | | |
| | | ・消費者志向自主宣言・フォローアップ活動の促進 | | | |
| | | ・セミナーやシンポジウム、研修等による消費者志向経営の普及・啓発など | | | |
| | | 優良事例の表彰【消費者庁】 | | | |

D-2. 消費者の被害救済・利益保護の枠組み等の強化

【背景・現状】

＜消費者団体訴訟制度＞

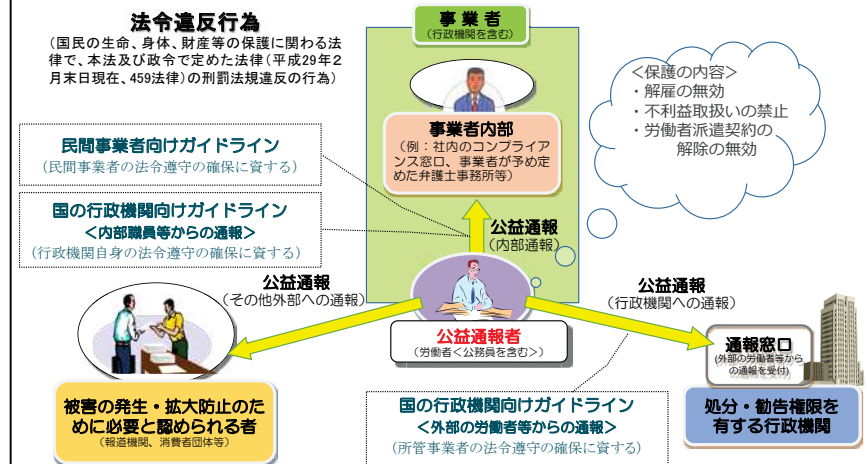
1. 「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会」を平成27年10月から開催し、平成28年6月に取りまとめ。
2. 報告書を踏まえ、平成28年9月に必要な内閣府令の改正作業を行い、平成29年通常国会において独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案が成立。
3. 平成29年通常国会における総理施政方針演説において、「被害者の救済を消費者団体が変わって求める新しい訴訟制度が、昨年スタートしました。これを国民生活センターがバックアップする仕組みを整え、より迅速な救済を目指します。」とされている。

＜公益通報者保護制度＞

- ・ 「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」において、平成28年12月に最終報告書を公表。

公益通報者保護法の概要

(平成16年6月公布、平成18年4月施行)



【工程表(主な記載事項)】

＜消費者団体訴訟制度＞

- ・ 平成28年6月に取りまとめられた「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会」報告書を踏まえて、特定適格消費者団体による仮差押えを国民生活センターがバックアップする仕組みを整備するため、平成29年通常国会において独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案が成立。【消費費】

＜公益通報者保護制度＞

1. 有識者検討会報告書を踏まえ改正された民間事業者向け及び国の行政機関向けガイドラインの周知・広報等を行うとともに、地方公共団体向けガイドラインの策定や民間事業者の内部通報制度に係る認証制度の導入等を可及的速やかに実施。【消費費】
2. 法改正が必要なものについては、最終報告書の内容を広く周知して法改正に向けた議論を喚起するとともに、各関係団体や国民からの意見の集約を図り、法改正の内容をより具体化。【消費費】

【工程表(主なスケジュール)】

| 施策名 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|---|------|---|---|---------------------------------------|-------------------------------------|
| 消費者の財産被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(消費者裁判手続特例法)の円滑な施行 | | 検討会の報告書を踏まえた内閣府令の改正作業【消費者庁】 | 検討会の報告書を踏まえた法改正作業の実施(独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案)【消費者庁】 | | |
| 公益通報者保護制度の推進 | | 検討結果を踏まえた必要な措置(制度の運用改善により対応可能なもの)の実施(ガイドラインの改正・策定、事業者へのインセンティブの導入等)【消費者庁】 | | | |
| | | | | 適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する支援の在り方の検討【消費者庁】 | |
| | | | | | 検討会報告書を踏まえた法改正内容の具体化のための更なる検討【消費者庁】 |

Ⅱ. 平成27～28年度に進捗がみられた主な施策①

消費者の安全の確保

1. 軽井沢スキーバス事故を受けた対応【国交】

平成28年6月に取りまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づき、「道路運送法の一部を改正する法律案」を平成28年臨時国会に提出し、成立。当該法律では、貸切バス事業の許可に係る更新制の導入、事業者等の欠格事由の拡充、監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて民間指定機関が巡回指導等を行うための負担金制度の創設等の措置を盛り込んだ。

2. 子供の事故防止【消費等】

平成28年6月に「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」（9府省庁が参加）を設置。消費者庁において、厚生労働省の人口動態調査票を分析し、0歳児の就寝時の窒息事故に関する注意喚起を実施（平成28年10月）。また、連絡会議では、関係府省庁による取組事例を共有するとともに、平成29年3月に「子どもの事故防止週間」の創設等を含めた今後の取組方針を確認。その後、「子どもの事故防止週間」（5月22日～28日）において、関係府省庁連携による周知・啓発活動を実施した。

3. 廃棄食品の不正流通事案への対応

平成28年2月に「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」において取りまとめられた「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」に従い、調査によって明らかとなった事実関係を基に、関係府省においてその時点で対応可能な対策を実施。加えて、事案の解明が進んだことを踏まえ、現行の関係法令の問題点及びその運用も含めた検証を行い、必要に応じた対応を実施。平成29年通常国会で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案」が成立。

表示の充実と信頼の確保

・美容医療に関する広告規制に見直し【厚労】

平成28年9月に取りまとめられた「医療機関のウェブサイト等の取扱いについて（とりまとめ）」を踏まえ、医療法改正法案が平成29年通常国会で成立。当該法律案では、医療機関のウェブサイト等を適正化するため、虚偽又は誇大等の不適切な内容を禁止するため措置を盛り込んだ。

適正な取引の実現

1. 不公正な勧誘行為等の取締りの強化（特定商取引法の見直し）【消費】

「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」が、平成28年通常国会で成立し、6月に公布。当該法律では、悪質事業者への対応として、次々と法人を立ち上げて違反行為を行う事業者への対処、業務停止命令の期間伸張や調査に関する権限強化等を盛り込んだ（法改正事項ではなく、改正法に基づく政省令の策定時に併せて検討することとされていた政省令事項についても検討を進めているところ。）。

Ⅱ. 平成27～28年度に進捗がみられた主な施策②

適正な取引の実現

2. 高齢化の進展等に対応した民事ルールの充実(消費者契約法の見直し)【消費】

「消費者契約法の一部を改正する法律」が、平成28年通常国会で成立し、6月に公布。当該法律では、新たな契約取消事由として過量な内容の契約取消しの追加や事業者の債務不履行の場合における消費者の解除権を放棄させる条項を無効とする条項の追加等を盛り込んだ(周知・啓発活動の一環として、説明会等への講師派遣及び一問一答の作成、逐条解説の改訂及びリーフレットの作成を実施し、消費者庁ウェブサイトにて公表。)

3. 電気通信サービス及び有料放送サービスに係る消費者保護の推進【総務】

平成27年5月に電気通信事業法等の一部を改正する法律が成立・公布。当該法律では、電気通信サービス及び有料放送サービスについて、書面交付義務、初期契約解除制度、勧誘継続行為の禁止、不実告知・事実不告知の禁止等の規定が設けられた。

4. 高齢者向け住まいにおける入居者保護【厚労】

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が平成29年通常国会で成立。当該法律案では、有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化(事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等)を盛り込んだ。

5. サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備、仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制整備【金融】

「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」が平成28年通常国会で成立し、同年6月公布。当該法律では、電子決済等代行業者に対し、登録制を導入するとともに、利用者保護のための体制整備や情報の安全管理義務、財産的基礎の確保に係るルールの整備等を盛り込んだ(施行に向けて必要な準備を行っているところ)

6. 安全・安心なクレジットカード利用環境の整備【経産】

平成28年6月に取りまとめた産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会報告書等を踏まえ、「割賦販売法の一部を改正する法律」が、平成28年臨時国会において、成立。当該法律では、決済代行業者にも加盟店契約会社と同一の登録制を導入すること等を盛り込んだ。

消費者の被害救済、利益保護の枠組み整備

「独立行政法人国民生活センター等の一部を改正する法律案」(生活センター法の改正)【消費】

「独立行政法人国民生活センター等の一部を改正する法律案」が平成29年通常国会において成立。当該法律案では、被害者の救済を消費者団体が代わって求める被害回復制度について、(独)国民生活センターが立担保できるようにするための措置を盛り込んだ。